[優秀賞]

「学び」を活かして得た逆転無罪判決

市川耕十 高知弁護士会(執筆時、大阪弁護士会)・67期

はじめに

きっかけは事務所への飛込み電話だった。電話の内容は「一審敗訴だったので控訴審で無罪をお願いしたい」。シンプルだが、とても困難な依頼に思えた。当時の私は、弁護士になって1年4カ月が過ぎたばかりで、控訴審の経験に乏しく、無罪判決を得たこともなかったからだ。共同受任した兄弁も、民事事件専門事務所から移籍したばかりで同様の心境だったと思う。刑事中心の事務所の中で、とくに刑事事件の経験が浅い2人が受任することになった。

結果として、本件では一部逆転無罪判決を得ることができた。一部無罪だが、被告人の人生を助けるという意味では一定の成果を出すことができたと自負している。

振り返れば不十分な点も多々ある。しかし、被告 人や兄弁とともに、悩んで、苦闘した弁護活動は私 にとって貴重な経験になった。その経過をご紹介す る。

事件の概要

被告人は遠方の地方在住の司法書士である。司 法書士として、依頼者AおよびAの経営する有限会 社甲(以下、「甲社」とする)の破産申立てに関する書 面作成事務等をしていたところ、破産法違反幇助お よび破産法違反に問われた。

検察官が主張する事件の概要は次のとおりであ る

2010年頃、被告人は、Aおよび甲社の破産手続を受任した。その後、破産手続を申し立てるまでの間、Aおよびその妻B子は、甲社名義の口座から現金約500万円を払い戻したうえで、これをB子名義の口座に移動させた。この財産隠匿方法は、被告人がB子

に対して「破産の予定のない口座に現金を移しましょう」等述べ教示したものであり、被告人はAおよびB子の財産隠匿行為を幇助した(公訴事実1)。

そして、2011年10月頃、被告人はAおよび甲社の 破産申立てをし、破産管財人が選任された。その後、 被告人が、破産管財人の問合せに対し、客観的事 実に反する報告書を作成、提出する等の虚偽の報告 をした(公訴事実2)。

控訴審で無罪となったのは、公訴事実1にかかる 破産法違反幇助の点であり、紙幅の関係から、主に この点を中心に報告する。

被告人の言い分

上記の公訴事実に対する、被告人の言い分は、

そもそも隠匿方法を教示していない。自分は、銀行による借入債権と預金債権との相殺を防ぐため、借入先以外の銀行口座に生活費等を移した方がいい旨一般的な自由財産確保の方法をアドバイスしたにとどまる。財産隠匿はB子が独自に行ったものであり、自分はまったく関知していない。B子らの財産隠匿行為は知らない。

というものだった。

原審の公判廷でも、この内容が供述されていた。 なお、客観的にB子らが財産隠匿行為をしたことは 争いがなかった(AおよびB子は被告人に先んじて破 産法違反の有罪判決が確定している)。

捜査段階での自白調書の存在

そのような言い分にも関わらず、公訴提起されるま での在宅捜査において、いずれの公訴事実も認める 旨の自白調書が複数通作成されていた。

原審で、被告人は、この自白調書につき、記載されていることは事実ではなく内容の信用性には疑問があると主張をしていた。

原審判決に抱いた違和感

原審判決主文は懲役1年6月および罰金80万円 執行猶予4年の有罪判決だった。

判決文では、B子証言の核心部分(被告人から指示を受けた等とする)には、これに符号する自白調書(B子に現金を預金口座に移し変えるよう指示した等)があり、符合する限度でその証言は信用できる。また、B子の証言する隠匿方法は、B子が独自で編み出したとは考えがたいとも述べ、その信用性を認定していた。

判決理由中、B子証言の信用性はかなり慎重に検討されていた。全12頁の判決文中5頁にさしかかるまではB子証言の信用性を否定する理由が示されていた。まるで無罪判決を読んでいるような印象を受けた。ところが、最後の最後で、「核心部分については自白調書と相互に符合しているから信用できる」との証拠評価をしており、その論理の整合性に強い違和感を抱いた。

自白調書の信用性判断は、「具体的・迫真」等の 定型文を並べるだけで、特段の理由なく、その信用 性を認定していた。他方、公判供述は、信用できる 自白調書があるし、さらに、原審の証拠調べで明ら かになった事実には被告人が財産隠匿に関与したと 疑うに足りる事実が存在するから信用できない旨判 断されていた。

一読して、この判決文にはまるで説得力がないと思った。先輩達から「有罪の結論ありきで書かれた判決文が存在する」と聞いていたが、まさに自分が読んだ判決文は、「被告人が有罪であること」が論理の出発点になっていた。

被告人にとって「懲役刑」が持つ意味

判決では懲役刑が選択されている。執行猶予が 付されているとはいえ、欠格事由にあたり、確定すれ ば被告人は司法書士資格を失ってしまう(司法書士 法5条1号)。

被告人は、法律家というくくりで見れば、私より、 はるかに長いキャリアを持ち、親子代々続く司法書士 事務所を運営することで、地元の人々を支え続けて いた。事件当時は、地元の司法書士会の会長職を 務めていた。

その人から「司法書士」という肩書を奪い去るのは、 実刑判決と同等に、あるいはそれ以上に、その人生 や家族が積み上げてきたものを奪い去ることになる。 長距離移動の手間を惜しまず、相当の費用をかけて まで、大阪の弁護士を頼る依頼者の熱意が、懲役 刑の持つ重みを物語っていた。

打合せでも、被告人は誠実だった。過剰な弁解を することなく、当時の事実関係をありのままに語って いた。原審判決の不当な内容に、怒りを露わにする わけでもなく、とても悲しそうにしていたのが印象的 だった。

この人の人生を台無しにしてはいけない、無実の 人を助けなければいけないと強く思った。これは、私 が刑事弁護を志した根源なのだ。

しかし、この決意とは裏腹に、原審判決の論理の 脆弱さを前にしても、当時の私は、勝ちに至る具体 的な道筋をイメージできなかった。そもそも、控訴審 弁護の作法も身につけていなかったのだ。書籍を読 み漁ったが、正直、途方に暮れた。

幸いだったのが、控訴趣意書作成までかなりの猶予期間が与えられたことだ。交渉上手な兄弁が、期限延期を嫌がる裁判官と話をつけてくれた。

趣意書の原案は私が担当することになった。与えられた期間でどこまでのことができるか考えた。

先輩弁護士からの学び

そうしたところ、経験の浅い私達が本件を受任した という話を聞きつけ、当時の副所長が控訴審弁護の 基本をアドバイスしてくれた。

その中でも基本中の基本が「原審の裁判記録を丸 ごと謄写しろ」というものだった。これにより、裁判 記録に付された通しの頁数を控訴趣意書で引用でき る。そうすると、裁判官は、控訴趣意書と、その引用 部分の記録をつき合せることができ、十分に弁護人 の主張を検討してもらえる可能性があるとのことだっ た。

当初、記録は、原審弁護人から借り受けて済まそうと考えていたが、このアドバイスを受け、すぐに、裁判所へ全記録の謄写申請をした。これは思った以上の効果があった。裁判所の手元の記録は、弁護人から借りた証拠とは情報格差があり、裁判所の視点からも事件を検討することができた。

また、本件受任の数日後、私は初めての裁判員裁判を経験した。その際、先輩達から、ケースセオリーの立て方を叩きこまれた。私なりに理解したところであるが、「要するに、この事件は~だ」という1点を定め、そこに、弁護人の主張立証を集約する。そうすれば、わかりやすく無駄のない訴訟活動ができるというものである。

その視点からみると、原審では、弁護のポイントがいろいろとぼやけているように思えた。いわゆる、研修所型起案の弁論で、弁護側のストーリーが見えてこないのだ。

そこで、まずは記録を精査し、明確なケースセオリーを立てるという、基本中の基本に立ち返ることにした。今思えば、控訴審弁護だといっても基本の作法には何ら変わりはなかった。

ケースセオリーの確立

記録を読み込み、被告人と打合せを重ねる。兄弁とも議論する。次第に、当時の被告人の業務状況が明らかになってきた。被告人は、事件当時、多数の案件を抱えていた。会長職を務め、公務にも忙殺されていた。そんな中、不幸にも、財産隠匿を企む依頼者の依頼を受けてしまった。本来であれば、適切に依頼者を選別すべきだった。万が一受任したとしても、打合せでは、発言に注意を払うべきだった。何らかの問題が生じた場合に備え、書面作成や資料管理は徹底すべきだった。しかし、当時は忙しく、それができなかった。

要するに、被告人は、一貫して杜撰な事務処理をしてしまった。

これが私達のケースセオリーの根幹となった。杜 撰な事務処理の結果、破産手続に数々の不備があっ ても、それは、懲戒手続等で検討されるべき事柄で ある。刑事罰を科すべきことではない。 被告人にとっては少々心苦しかったであろうが、「杜撰な事務処理」の一点に狙いを定めた弁護方針を確立した。被告人自身も、当時の自分が杜撰な事務処理をしたことは自覚しており、特段、弁護方針に異論は唱えなかった。

この点、あらためてB子の証人尋問請求をすることも検討した。しかし、すでに原審で証人尋問が実施されており、一定限度でB子証言の信用性が否定されていることからすれば、B子の証人請求は採用されない可能性が高かった。また、「杜撰な事務処理」の立証にとって、B子の再尋問はさほど重要ではないように思えた。そこで、B子証言については趣意書で弾劾ストーリーを指摘するに留めた。それは「B子は当初から財産隠匿を企図していた。そうしたところ、被告人から自由財産拡張についてのアドバイスを受けた。B子は、これを契機に独自で隠匿方法を編み出した。その隠匿方法もありふれたものである」とするものだった。

問題は自白調書である。

記録を検討し、警察官の強い誘導の下で作成された供述調書には信用性、任意性がない等の弾劾ストーリーを組み立てたが、ありきたりのもので説得力が乏しかった。証拠中にも決定的な弾劾材料はなかった。

そこで、自白調書と内容を異にする公判供述の信用性を高め、自白調書の証拠価値を相対的に落とすことにした。

次の課題は、確立した立証方針を前提に、原審 の公判供述に対する評価を覆すことだった。

原審判決が指摘する「疑わしい事実」

原審判決は、証拠調べから明らかになった「疑わ しい事実」を指摘し、被告人は、財産隠匿行為に無 関与だとは考えられず、これに加担していないとする 公判供述は信用できないと述べていた。すなわち、

被告人は、Aおよび甲社宛てのa銀行からの預金相殺通知を受け取っていた。預金相殺通知には、それぞれのa銀行口座の存在が記載されている。ところが、被告人が提出した破産申立書には、Aの銀行口座(資金流出元になっている口座であ

る)が記載されていない。他方、甲社の銀行口座については、「a銀行より○月○日相殺により残高 0円」と記載している(以下、この記載を、甲社口座の記載とする)。

そうであれば、被告人は相殺通知を精査したうえで、資金流出元となったAの銀行口座をあえて記載しなかった可能性があり、被告人はB子らの財産隠匿行為に関与していたと考えられる。

というものだった。

なお、原審の期日間整理手続では、この相殺通知をめぐる事実はまったく主張が交わされておらず、被告人質問における検察官反対質問で初めて明らかになっていた。被告人によると「質問を受けるまで相殺通知を受領していたことすら忘れていた」とのことであり、この点の防御活動が尽くされていないことは明らかだった。

相殺通知をめぐる「疑わしさ」を払拭しなければ、 結局、自白調書の信用性が肯定され、B子証言の信 用性を打破できない。

相殺通知をめぐる事実関係の調査が始まった。

原証拠に当たれ

まず、被告人と打合せを重ねた。曰く、「相殺通知の重要度は低いものと考えていた。開封してすぐに、破産申立書類をまとめたファイル(以下、「本体ファイル」)に綴らず、雑書類の東にまとめたと思う。相殺通知が送られてきても、通常、負債額を把握するために一瞥するだけで、受動債権に関する口座の存在やその残高を参照する資料としてみていない」「甲社口座の記載は、相殺通知以外の資料を参照していたと思う。Aの口座の存在は、申立て当時、気づいていなかった」ということだった。

被告人の記憶は曖昧だった。6年以上前の出来 事なのでやむをえない。

記憶喚起のため、手元の記録を精査する。本体ファイルや相殺通知等は証拠物として証拠調べがされていた。原審弁護人から受け取った記録中では、その写しが綴じられていたが、ファイル状態や保管状況は明らかではない。裁判所記録には「証拠物 〇〇」という紙が一枚綴られているだけだった。

被告人の言い分を裏づけるには、実際の本体ファイル等の状態を把握する必要性が高い。1日仕事になるが、事件が係属している他県の裁判所まで証拠物の閲覧に行った。「2次証拠ではなく1次証拠を重視しろ」、これも先輩達から叩き込まれた教えである。

閲覧の結果、被告人の言い分どおり、本体ファイルと雑書類の東は分けて保管されていた。本体ファイルは、破産申立書類がきちんとラベリングされ、ファイルされていた。他方、相殺通知は、特段付箋や見出し等がつけられることなく、他の書類とあわせて単なるクリアファイルに放り込まれているだけだった。

その状況をデジタルカメラで撮影し、後日、被告 人と打合せをした。

証拠にある捜索差押調書中の事務所図面や各部屋の写真と照らし、当時の記憶をたどる。そうしたところ、本体ファイルと雑書類の保管場所は別であり、雑書類は、事件の区別をせず、他の事件の雑書類とともに、書庫にあるダンボールに次々放り込まれていたことが明らかになった。

そのような杜撰な状態で保管する資料であれば、 一瞥しただけで内容を精査しなかったとしても不思議 ではない。ましてや、ダンボールから掘り起こし、見 直すことも考えられない。被告人の言い分は合理的 だと思った。

第1回公判

この調査結果を踏まえた控訴趣意書を作成し、相 殺通知に関する被告人質問を事実取調べ請求したと ころ、第1回公判で証拠採用され、次回、被告人質 問が実施されることになった。

この当時、私達は、相殺通知に関する調査に没頭するあまり、甲社口座の記載をすることができた理由を深く追求していなかった。今考えると、重要な事実なのだが、当時は、調査や趣意書の作成に手一杯でもあり、また、被告人もこの点に関する記憶が曖昧で打合せが進まず準備が不足していた。そのため第2回公判での失敗を招くことになる。

反省すべき第2回公判

迎えた被告人質問では、突然、裁判所が被告人

に質問を始めた。私達は、当然、質問は弁護人から始まると思っていた。兄弁がその旨物申しても、裁判所は主導権を譲らなかった。裁判所は、甲社口座の記載をすることが出来た理由も含めかなり幅広に質問を重ねた。被告人は十分な供述をすることができなかった。質問を終えた裁判所が「弁護人は続けて質問をしますか」と尋ねてきたので、私は「予定していた質問は実施する。しかしその他の部分は、突如質問されたので、十分調査をする必要がある。続行期日を指定したうえで、次回も被告人質問をさせてほしい」旨要求したところ、あっさりと第3期日が指定されたが、そのまま結審されていたらと考えるとゾッとする。

その後は、予定されていた被告人質問をし、そこでは相殺通知の保管状況の杜撰さを浮き彫りにできたが、この準備不足は猛省すべき点である。

九死に一生を得た私達は、公判後、甲社口座の 記載に関する調査を本格的に進めることにした。

第3回公判の準備──記録に縛られるな

記憶喚起の素材を探すため、記録を精査する。だが、めぼしいものはない。被告人との間で堂々めぐりの打合せが続く。

通常、一審弁護をする際には、未開示証拠の存在を前提にするから、検察官請求証拠だけに縛られず、あらゆる証拠の可能性を検討する。

しかし、控訴審弁護における原審記録の存在感は 圧倒的である。とくに、本件のように原審記録が膨 大な事件ではなおさらである。だから、私は、当初、 記録から目を背けることができず、原審記録の世界 に取り込まれていた。これも経験不足が原因だった。

ある日の打合せで、いったん記録から目を背けることにした。

記録の世界から出て、当然証拠化されるべきもので、いまだ原審記録に浮上していないものはないか検討した。

これは、その当時、別件で証拠開示が紛糾している事件を手がけており、その事件処理を通じ、証拠開示の基本的な視点、すなわち、捜査の時系列に沿って、あるべき証拠を考えろということを徹底していたことがきっかけだった。

そうすると、原審記録中の本体ファイルには、破産 申立て時の添付資料が綴られていない可能性がある ことに気づいた。添付資料は、まさに破産申立書に 付随するもので、当然、捜査機関が入手しているは ずである。証拠をつぶさにみても、被告人が、当時、 どのような添付資料を破産裁判所に提出したか不明 だった。

添付資料に、甲社口座の記載に関する資料が存在するはずだと考え、証拠開示を検討した。まず、検察官に直接証拠開示請求をすることも検討したが、検察官がこれに応じるか不明であった(当時、事務所の他の事件で、高裁事件で検察官が弁護人の証拠開示に応じない事例が報告されていた)。

そこで、裁判所を巻き込み、事実上、裁判所から 検察官に証拠開示を働きかけてもらおうと考えた。そ のため破産事件の記録一式の公務所等照会請求を した。そうしたところ、裁判所から「当該記録につき、 検察庁に保管されている未開示証拠の中に、添付資 料一式があるようだ。検察官はこの開示に応じると 言っているので公務所等照会を取り下げてほしい」旨 の連絡があり、無事、記録の閲覧謄写できた。

記録検討の結果、添付資料の中に代位弁済通知があり、そこに甲社口座の記載に関する事実関係が記されていた。これを被告人に伝えると、まさに、これに基づいて甲社口座の記載をしたとの記憶が喚起された。第3回公判に向けて、添付資料一式を事実調べ請求し(採用された)、被告人質問の準備を進めた。

第3回公判

被告人は、調査によって喚起された記憶を淡々と述べた。過剰な弁解をしない被告人の態度が良かった。「証拠を自分に都合の言いように捉えている」との偏見を抱かせなかったと思う。被告人質問後の弁論では、一連の調査結果を踏まえた被告人の公判供述は、当時の業務状況からすれば自然なもので、公判供述は信用できる。原審が指摘する疑わしい事実は、杜撰な業務処理を根拠づける事実ではあるが、公判供述の信用性を疑わせる事実ではないことを強調した。

控訴審判決の内容

判決では、まず、B子証言につき「被告人の説明 を契機に、独自に財産の隠匿を企て本件の財産隠 匿方法を考え出したという見方もできる」旨指摘され、 こちらの弾劾ストーリーと同じ理由でその信用性を否 定した。

被告人の公判供述についても「被告人の供述する ところは、事務手続として杜撰であるとしても、これ を排斥できるだけの理由は見出せない」と述べられ、 相殺通知の保管状況や甲社口座の記載経緯を含め た公判廷供述の信用性がそのまま肯定された。結果、 自白調書の信用性は排斥された。裁判所は私達の ケースセオリーをほぼ受けいれてくれたのだった。

さいごに

残念ながら公訴事実2は有罪だった。しかし、判 決主文は罰金100万円に変更された。

懲役刑が消えたことで、欠格事由がなくなり、被 告人は司法書士としての人生を取り戻すことができ た。法廷には、被告人の所属する司法書士会の方々 が傍聴に来られていた。判決言い渡し後、その方た ちとともに被告人が「これで、資格を失うことはなく なった」と安堵していたのを見て、私達の弁護活動 が、被告人や家族の人生を救うことにつながったと 実感した。刑事弁護をやっていて良かったと心から 思った。

振り返れば未熟な弁護活動である。しかし、経験 不足なりに、私達は必死だった。経験不足だからこ そ、先輩のアドバイスや他事件で得た経験を積極的 に取り入れ、本事件に応用できる柔軟さもあったと思 う。直感を信じ、遠方まで調査に行く手間を惜しまな かったことも有益だった。

当時、力を貸していただいたすべての人に感謝し て、これからも熱心に刑事弁護を続けて行きたい。

(いちかわ・こうし) 人



※ 本件の判決文はLEX/DB25545029に掲載。